

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【公表番号】特表2019-500106(P2019-500106A)

【公表日】平成31年1月10日(2019.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2019-001

【出願番号】特願2018-530724(P2018-530724)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/12

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血管閉塞治療システムにおいて：

送達アッセンブリと；

送達アッセンブリジョンによって前記送達アッセンブリに取り外し可能に接続された血管閉塞デバイスであって、

一又はそれ以上の複合ワイヤで形成されたブレード状部分であって、各複合ワイヤがコア金属材料でできたコアと、前記コア金属材料と異なる外側金属材料でできた外側層とを具える、ブレード状部分と；

前記ブレード状部分に接続されたコイル状部分と；

前記ブレード状部分を前記コイル状部分に接続するデバイス内ジヤンクションと；
を具える血管閉塞デバイスとを具え、

前記コアと前記外側層の一方が、前記コアと前記外側層の他方より、それぞれ、放射線不透過性が高く、剛性が低く、

前記送達アッセンブリジョンが、ブレード状部材を具え、当該ブレード状部材の少なくとも一部が、前記血管塞栓デバイスの内側に配置されていることを特徴とする血管閉塞治療システム。

【請求項2】

請求項1に記載の血管閉塞治療システムにおいて、前記コア金属材料が、プラチナを具え、前記外側金属材料がニチノールを具えることを特徴とする血管閉塞治療システム。

【請求項3】

請求項1に記載の血管閉塞治療システムにおいて、前記コア金属材料がニチノールを具え、前記外側金属材料がプラチナを具えることを特徴とする血管閉塞治療システム。

【請求項4】

請求項1乃至3のいずれか1項に記載の血管閉塞治療システムにおいて、前記一またはそれ以上の複合ワイヤの各々の、極限強度に対する降伏力の比が70%より小さいことを特徴とする血管閉塞治療システム。

【請求項5】

請求項1乃至3のいずれか1項に記載の血管閉塞治療システムにおいて、各複合ワイヤが、プラチナを具えるコアと、ニチノールを具える外側層を有しており、

前記複数の複合ワイヤが16乃至48本のワイヤでできており、
前記複合ワイヤの各々のプラチナ含有量が35乃至60体積%であり、
前記複合ワイヤの各々の外径が、0.0025センチメートル乃至0.0038センチメートルである、
ことを特徴とする血管閉塞治療システム。

【請求項6】

請求項5に記載の血管閉塞治療システムにおいて、前記複数の複合ワイヤが24乃至32本の複合ワイヤであって、各々が、プラチナ含有率40乃至50体積%と、外径0.0029センチメートル乃至0.0030センチメートルを有する複合ワイヤを具えることを特徴とする血管閉塞治療システム。

【請求項7】

請求項1乃至3のいずれか1項に記載の血管閉塞治療システムにおいて、前記送達アッセンブリが遠位端を具え、当該遠位端がフックを形成していることを特徴とする血管閉塞治療システム。

【請求項8】

請求項1乃至3のいずれか1項に記載の血管閉塞治療システムにおいて、前記デバイス内ジャンクションが、前記血管塞栓デバイスの少なくとも一部の周りに配置した筒状本体を具えることを特徴とする血管閉塞治療システム。

【請求項9】

請求項1乃至3のいずれか1項に記載の血管閉塞治療システムにおいて、前記デバイス内ジャンクションが、前記血管塞栓デバイスの一部によって規定されるルーメン内に配置された筒状本体を具えることを特徴とする血管閉塞治療システム。

【請求項10】

請求項9に記載の血管閉塞治療システムにおいて、前記筒状部材がブレード状チューブを具えることを特徴とする血管閉塞治療システム。

【請求項11】

請求項1乃至3のいずれか1項に記載の血管閉塞治療システムにおいて、前記デバイス内ジャンクションが、前記ブレード状及びコイル状部分を通って半径方向に延在するピンを具え、これによって、前記ブレード状及びコイル状部分を接続することを特徴とする血管閉塞治療システム。

【請求項12】

請求項1乃至3のいずれか1項に記載の血管閉塞治療システムにおいて、前記コイル状部分が、その端部に配置した平巻線を具え、当該平巻線の縦軸が、前記血管塞栓デバイスの縦軸に平行であることを特徴とする血管閉塞治療システム。

【請求項13】

請求項1乃至3のいずれか1項に記載の血管閉塞治療システムにおいて、前記ブレード状部分が一定の幅を有することを特徴とする血管閉塞治療システム。